

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
○ 福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則の一部を改正する規則 一
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則 一
- 福島県病院局
○ 福島県病院局組織規程の一部を改正する規程 二
- 福島県病院局処務規程の一部を改正する規程 三
- 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 六
- 福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程 七
- 福島県病院局財務規程の一部を改正する規程 六
- 福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程 八
- 福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程 九
- 福島県病院局職員安全管理規程の一部を改正する規程 九
- 福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 九
- 福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 一〇
- 公印を新調しその使用を開始する件 一〇

規 則

福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則の一部を改正す

る規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五号

福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

福島県公営企業の業務に従事する職員のうち主要な職員を定める規則（昭和四十四年福島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則第二号イ中「事務局次長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年二月一日から施行する。

（経営・販売課）

福島県規則第六号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則（昭和四十四年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則第二号イ中「、事務局長、事務局次長」を削り、「看護部副部長（人事又は労務を担当する者に係るものに限る。）」の下に「並びに診療所の所長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年二月一日から施行する。

（経営・販売課）

福 島 県 病 院 局

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院局組織規程の一部を改正する規程

福島県病院局組織規程（平成16年福島県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号及び第3条（見出しを含む。）中「病院」の次に「及び診療所」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名 称		位 置	内 部 組 織
病 院	診 療 所		
福島県立矢吹病院		西白河郡矢吹町	事 務 部
			診 療 部
			看 護 部
			薬 剤 部
福島県立宮下病院		大沼郡三島町	事 務 部
			診 療 部
			看 護 部
			薬 剤 部
福島県立南会津病院		南会津郡南会津町	事 務 部
			診 療 部
			看 護 部
			薬 剤 部
福島県立大野病院		双葉郡大熊町	事 務 部
			診 療 部
			看 護 部
			薬 剤 部
	ふたば復興診療所	双葉郡楢葉町	

別表第2病院の部の次に次のように加える。

診 療 所	所 長	上司の命を受け、診療所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長（任意設置）	上司の命を受け、診療所の事務

		を処理する。
	看 護 師 長	所長を補佐し、看護に関する業務を整理する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第2号

福島県病院局処務規程の一部を改正する規程

福島県病院局処務規程（平成16年福島県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「院長が病院」を「院長若しくは所長が病院若しくは診療所」に改め、同条第12号中「院長」の次に「若しくは所長」を加える。

第4条第1項中「に、病院」の次に「又は診療所」を、「院長」の次に「又は所長」を加え、同条第2項中「に、病院」の次に「又は診療所」を、「院長」の次に「又は所長」を加える。

第9条の表中

院 長	副院長（副院長が置かれていない病院にあっては、事務長）	院長が 定する者
-----	-----------------------------	-------------

「
ら
か
じ
め
指
定
者
」

院 長	副院長（副院長が置かれていない病院にあっては、事務長）	院長が 定する
所 長	所長があらかじめ指定する者	

「
あ
ら
か
じ
め
指
定
者
」

に改める。

第12条第1項の表を次のように改める。

名 称	番号	寸 法 (単位ミリメートル)	公印管理者
福島県病院局印	1	方25	課長
福島県立（病院・診療所）印	2	方21	院長又は所長
福島県病院事業管理者印（病院局用）	3	方25	課長
福島県病院事業管理者印（病院・診療所用）	4	方23	院長又は所長
福島県病院事業管理者職務代理者印	5	方25	課長
福島県病院局長印	6	方23	課長
福島県病院局課長印	7	方21	課長

福島県立（病院・診療所）長印	8	方21	院長又は所長
同（特殊文書用）	9	方18	院長又は所長
福島県企業出納員印	10	方21	企業出納員
同（病院・診療所用）	11	方21	病院又は診療所の企業出納員
同（病院経営課並びに病院及び診療所直接収納用）	12	径24	病院経営課又は病院若しくは診療所の企業出納員

第14条第1項中「及び病院」を「並びに病院及び診療所」に改める。

第14条第2項中「及び院長」を「並びに院長及び所長」に改め、「又は病院」の次に「若しくは診療所」を加え、同条第3項中「院長」の次に「若しくは所長」を加え、「及び病院」を「並びに病院及び診療所」に改め、同条第4項中「を、病院」の次に「及び診療所」を、「院長」の次に「又は所長」を加える。

第14条の2第1項第1号中「又は病院」の次に「若しくは診療所」を、「と、病院」の次に「及び診療所」を加え、「福島県立大野病院 大病」を「福島県立大野病院 大病」に改める。

第14条の2第1項第2号中「病院経営課の」を削る。

第14条の4第2項中「院長」の次に「若しくは所長」を加える。

第14条の5第1項中「又は病院」の次に「若しくは診療所」を加える。

第17条の見出し中「病院」の次に「及び診療所」を加え、同条第1項中「病院」の次に「又は診療所」を、「院長」の次に「又は所長」を加え、同条第2項中「病院」の次に「及び診療所」を、「院長」の次に「又は所長」を加える。

第19条の表病院の項中「病院」の次に「及び診療所」を、「院長」の次に「又は所長」を、「事務長」の次に「（大野病院附属ふたば復興診療所にあつては、所長があらかじめ指定する者）」を加える。

第24条（見出しを含む。）中「病院」の次に「及び診療所」を加える。

第25条第1項中「院長」の次に「若しくは所長」を加える。

第26条中「、病院」の次に「及び診療所」を加える。

別表第1局長専決事項の欄14中「及び重要な」を「、重要な」に改め、「訂正請求に対する決定」の次に「及び重要な自己情報の利用停止請求に対する決定」を加え、同欄17中「院長」の次に「及び所長」を加え、同欄30中「院長」の次に「及び所長」を加え、同表課長専決事項の欄17中「及び自己情報」を「、自己情報」に改め、「訂正請求に対する決定」の次に「及び自己情報の利用停止請求に対する決定」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

院長、所長及び事務長の専決事項

院長及び所長の専決事項	事務長の専決事項
1 重要な証明書、謄本及び抄本の交付 2 重要な台帳、帳簿、名簿、地図、図面、簿書、簿冊、計画書等の記録、保管、閲覧及び縦覧 3 重要な申告、請求、申請、照会、回答、報告、意見、通知、届出、調査、申出、申立て、申込み、通報等の関係書類の送付、要求、提出、提示、依頼、受理及び進達 4 公文書の開示の請求に対する決定 5 自己に関する個人情報の開示請求に対する決定、自己情報の訂正請求に対	1 証明書、謄本及び抄本の交付 2 台帳、帳簿、名簿、地図、図面、簿書、簿冊、計画書等の記録、保管、閲覧及び縦覧 3 申告、請求、申請、照会、回答、報告、意見、通知、届出、調査、申出、申立て、申込み、通報等の関係書類の送付、要求、提出、提示、依頼、受理及び進達

- | | |
|--|--|
| <p>する決定及び自己情報の利用停止請求に対する決定</p> <p>6 賃金支弁職員（病院及び診療所に勤務するものに限る。）の年次有給休暇届の受理、時季変更の通知及び休暇等の承認</p> <p>7 院長、所長及び職員の旅行命令</p> <p>8 院長及び所長の超過勤務及び休日勤務の命令並びに特殊勤務実績の確認</p> <p>9 証人等の旅行の依頼</p> <p>10 院長、所長及び職員の扶養手当の認定、寒冷地手当の世帯等の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定及び改定</p> <p>11 院長及び所長の代休日の指定</p> <p>12 院長、所長及び職員に対する被服の支給</p> <p>13 内部組織の分掌事務の決定</p> <p>14 火災予防責任者及び盗難予防責任者の指定</p> <p>15 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する次に掲げること。
 (1) 第7条第2項及び第3項の規定による申請
 (2) 第15条第3項の規定による届出</p> <p>16 医療法施行令（昭和23年政令第326号）の施行に関する次に掲げること。
 (1) 第4条第1項の規定による届出
 (2) 第4条の2第2項の規定による届出</p> <p>17 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の施行に関する次に掲げること。
 第23条の規定による申出</p> <p>18 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の施行に関する次に掲げること。
 第19条の8の規定による同意</p> <p>19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関する次に掲げること。
 第38条第1項及び第2項の規定による同意</p> <p>20 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の施行に関する次に掲げること。
 第16条第1項及び第2項の規定による同意</p> <p>21 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する</p> | <p>4 職員の事務引継報告の受理</p> <p>5 病院及び診療所の職員の担当事務の決定</p> <p>6 文書の督促、返戻及び訂正</p> <p>7 院長、所長及び職員の身分、給与及び通勤に係る証明書の発行</p> <p>8 院長、所長及び職員の通勤の確認</p> |
|--|--|

<p>る省令（昭和32年厚生省令第13号）の施行に関する次に掲げること。 第3条第1項の規定による届出（保険医に係るものに限る。） 22 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）の施行に関する次に掲げること。 第1条の規定による申出</p>	
---	--

備考 事務長の専決事項の欄に規定する事項については、大野病院附属ふたば復興診療所にあつては、所長があらかじめ指定する者が専決できるものとする。

別表第3備考1中「病院」の次に「又は診療所」を加え、同表備考2中「使用する病院」の次に「又は診療所」を加え、同表備考4中「又は病院」の次に「若しくは診療所」を加える。

様式第4号その2（病院用）中「病院用」を「病院及び診療所用」に改め、同様式備考中「病院」の次に「又は診療所」を加える。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第3号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

- 第5条第1項中「病院に」を「勤務公署に」に改める。
- 第13条第1項第2号中「病院」の次に「（診療所を含む。以下同じ。）」を加える。
- 第32条第2項中「院長」の次に「又は所長」を加える。

別表第8中「事務次長」を「

「	事務次長	」
所次長		」

」に改める。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院事業職員の職の格付に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の職の格付に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

病院行政職給料表格付表中 「

「	矢吹、南会	」
津、大野病	院事務次長	」

」 を 「

「	矢吹、南会	」
津、大野病	院事務次長	」
診療所次長		」

」 に改める。

病院医療職給料表(1)格付表中 「

「	病院長	」
病院副院長		」

」 を 「

「	病院長	」
診療所長	病院副院長	」

」 に改める。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第5号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び病院」を「、病院及び診療所」に改め、同条第2項中「又は病院」を「、病院又は診療所」に改め、同条第3項及び第4項中「病院」の次に「及び診療所」を加え、同条第6項中「又は病院」を「、病院又は診療所」に改め、同条第7項中「病院」の次に「又は診療所」を加える。

第5条第1項中「、病院」の次に「及び診療所」を加え、同条第2項中「病院」の次に「又は診療所」を加える。

第6条中「未滿の病院」の次に「又は診療所」を加える。

第7条第1項中「院長」の次に「又は所長」を、「当該病院」の次に「又は診療所」を加え、同条第3項中「院長」の次に「又は所長」を加える。

第9条中「院長」の次に「又は所長」を加え、「事務局長又は」を削り、「事務長」の次に「又は所長があらかじめ指定する者」を加える。

第14条第1項中「院長」の次に「及び所長」を加える。

第17条中「病院」の次に「又は診療所」を加える。

第28条第3項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、診療所にあつては、収納し、又は引継ぎを受けた日からおおむね10日ごとにまとめて払い込むことができる。

第98条第1項中「、院長」の次に「又は所長」を、「当該院長」の次に「若しくは所長」を加え、同条第2項中「当該院長」の次に「又は所長」を加え、同条第4項中「院長」の次に「若しくは所長」を加える。

第110条中「及び院長」を「、院長及び所長」に改める。

第145条の5中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 大野病院附属ふたば復興診療所

第155条第2項及び第156条第3項中「院長」の次に「又は所長」を加える。

第166条第1項、第167条、第168条及び第232条第1項第2号中「及び院長」を「、院長及び所長」に改める。

第234条の見出し、同条第1項、同条第2項及び同条第3項中「院長」の次に「又は所長」を加え、同条第4項中「院長」の次に「又は所長」を、「病院」の次に「又は診療所」を加え、同条第6項中「院長」の次に「又は所長」を加える。

第235条中「院長」の次に「、所長」を、「病院」の次に「又は診療所」を加える。

第237条第1項及び同条第2項中「院長」の次に「、所長」を加える。

別表第1中「又は病院」を「、病院又は診療所」に改め、同表に次のように加える。

大野病院附属ふたば復興診療所 管理者が指定する者の職

別表第2中「置く病院」の次に「又は診療所」を加え、同表中「病院」を「病院又は診療所」に改め、同表に次のように加える。

大野病院附属ふたば復興診療所 管理者が指定する者の職

別表第3資本整理勘定の表及び中間勘定の表中「病院へ」を「病院又は診療所へ」に改める。

別表第4の1の表中「1 収入権者が院長である場合」を「1 収入権者が院長又は所長である場合」に改め、同表支払地の欄中「病院」の次に「又は診療所」を加え、同表摘要の欄中「病院」の次に「若しくは診療所」を加え、別表第4の2の表中「2 収入権者が病院長以外の者である場合」を「2 収入権者が院長又は所長以外の者である場合」に改める。

別表第5の2の表中「出納取扱金融機関」の次に「の取扱店」を加え、同表に次のように加える。

株式会社東邦銀行櫛葉支	双葉郡櫛葉町	福島県立大野病院附属ふたば復興診
-------------	--------	------------------

店	療所に係る公金の収納及び支払の事務並びに病院事業に係る公金の収納の事務
---	-------------------------------------

別表第5の3の表中「出納取扱金融機関」の次に「の収納店」を加え、同表株式会社東邦銀行榎葉支店の項を削る。

様式第4号（その1）附表（その3）及び同様式（その2）附表（その3）並びに様式第5号（その1）（給与以外）附表（その3）及び同様式（その2）（給与）附表（その3）中「病院長」を「病院（診療所）長」に、「病院企業出納員」を「病院（診療所）企業出納員」に改める。

様式第26号中「病院名」を「病院（診療所）名」に改める。

様式第30号中「院長」を「院長（所長）」に、「事務（局）長」を「事務長」に改める。

様式第33号中「病院長」を「病院（診療所）長」に改める。

様式第34号中「院長」を「院長（所長）」に、「事務（局）長」を「事務長」に、「病院長」を「病院（診療所）長」に、「病院企業出納員」を「病院（診療所）企業出納員」に改める。

様式第36号及び様式第37号中「病院長」を「病院（診療所）長」に、「病院企業出納員」を「病院（診療所）企業出納員」に改める。

様式第38号中「病院企業出納員」を「病院（診療所）企業出納員」に、「病院現金取扱員」を「病院（診療所）現金取扱員」に改める。

様式第39号、様式第40号、様式第42号、様式第43号（その2）及び（その3）、様式第44号、様式第45号、様式第47号、様式第49号、様式第50号、様式第52号並びに様式第53号中「病院企業出納員」を「病院（診療所）企業出納員」に改める。

様式第54号中「院長」を「院長（所長）」に、「事務（局）長」を「事務長」に改める。

様式第55号「病院長」を「病院（診療所）長」に、「福島県立病院長」を「福島県立病院（診療所）長」に改める。

様式第56号、様式第57号、様式第58号、様式第62号、様式第63号及び様式第66号中「病院長」を「病院（診療所）長」に改める。

様式第71号中「並びに病院」を「、病院」に改める。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第6号

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成16年福島県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号、第3号及び第5号イ中「病院」の次に「又は診療所」を加える。

第3条第1項中「病院」の次に「若しくは診療所」を加える。

第4条中「福島県立病院使用料等免除申請書」を「福島県立病院・診療所使用料等免除申請書」に改める。

第5条第1項中「福島県立病院使用料等免除申請書」を「福島県立病院・診療所使用料等免除申請書」に改め、同条第2項中「福島県立病院使用料等免除決定通知書」を「福島県立病院・診療所使用料等免除決定通知書」に改める。

様式第1号中「福島県立病院使用料等免除申請書」を「福島県立病院・診療所使用料等免除申請書」に改める。

様式第2号中「福島県立病院使用料等免除決定通知書」を「福島県立病院・診療所使用料等免除決定通知書」に、「福島県立病院使用料等の」を「福島県立病院・診療

所使用料等の」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）様式第1号による申請書は、改正後の福島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程様式第1号による申請書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第1号による用紙は、所用の調整をして使用することができる。

（病院経営課）

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第7号

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員に対する被服の支給等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び病院長」を「並びに病院長及び診療所長」に改める。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第8号

福島県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

福島県病院局職員安全衛生管理規程（平成16年福島県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び」を「並びに」に改め、「第3条第1項に規定する病院」の次に「及び診療所」を加える。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

（病院経営課）

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第9号

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第10号までの規定中「（病院）」の次に「又は診療所」を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第1号による公文書開示請求書は、改正後の福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程様式第1号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第1号による用紙は、所用の調整をして使用することができる。

（病院経営課）

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

福島県病院局管理規程第10号

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第25号までの規定中「（病院）」の次に「又は診療所」を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正前の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正前の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）様式第2号による自己情報開示請求書、改正後の規程様式第3号による自己情報訂正請求書及び改正後の規程様式第4号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（病院経営課）

福島県病院局告示第1号

公印を次のように新調し、平成28年2月1日その使用を開始する。

平成28年1月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

職 印

番 号	公 印 の 名 称	印 影	公 印 管 理 者
4	福島県病院事業管理者印 (福島県立大野病院附属 ふたば復興診療所用)		福島県立大野病院附属 ふたば復興診療所長
8	福島県立大野病院附属ふ たば復興診療所長印		福島県立大野病院附属 ふたば復興診療所長
9	福島県立大野病院附属ふ たば復興診療所長印（特 殊文書用）		福島県立大野病院附属 ふたば復興診療所長
11	福島県企業出納員印（福 島県立大野病院附属ふた ば復興診療所用）		福島県立大野病院附属 ふたば復興診療所の福 島県企業出納員

12	福島県企業出納員印 (福島県立大野病院附属ふたば復興診療所直接収納用)		福島県立大野病院附属 ふたば復興診療所の福 島県企業出納員
----	-------------------------------------	---	-------------------------------------

(病院経営課)